

令和7年3月28日開催

令和6年度
燕市農業委員会第13回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第13回総会 議事録

1. 開催日時 令和7年3月28日(金曜日)
午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 燕市役所 つばめホール

3. 出席委員(24名)

1番 小川 芳秀	12番 荻原 一郎	22番 笹川 勇雄
2番 片桐 正敏	13番 藤田 浩介	24番 三浦 哲郎
3番 和田 正春	14番 長谷川 治仁	25番 澁木 誠治
4番 遠藤 忠夫	15番 山浦 博	26番 江口 保
5番 瀬戸 一義	16番 志田 晃	
6番 阿部 恵作	17番 大矢 陽子	
7番 山田 直子	18番 玉木 美奈子	
8番 岩野 稔	19番 澤口 隆行	
9番 山崎 登美雄	20番 土田 喜七	
11番 矢澤 実	21番 五十嵐 博子	

4. 欠席委員

欠席 2名 10番 江辺 耕一 23番 小杉 祥子
欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について

報告第29号 農地転用事実確認願について

報告第30号 農地等の現況に係る照会について

(4) 議事

議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第69号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第70号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 議案第 71 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 72 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に
関する意見について
議案第 73 号 燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
議案第 74 号 農業委員会事務局職員の任免について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬美佳子 主任 波多野 見保

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

18 番 玉木 美奈子 19 番 澤口 隆行

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の委員の欠席は、議席番号 10 番 江辺 耕一委員、議席番号 23 番 小杉 祥子委員であります。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 24 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 13 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 18 番 玉木 美奈子 委員及び</p> <p>議席番号 19 番 澤口 隆行 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第 28 号から第 30 号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第 28 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について」であります。議案につきましては、事前配布してございますので、各種契約の一番目のみ読み上げさせていただきます。</p>
事務局	<p>初めに小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 246 番 秋葉町二丁目、他の田畑、計 15 筆、784.91 m²、売買に伴う小作権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 247 番 下粟生津字下組の田、1 筆、1,500 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>利用権の解約は、2 件、2 筆、4,560 m²となります。</p>
事務局	<p>次に農協転貸の解約であります。</p>

事務局	<p>受付番号 249 番 小池字下通、他の田、計 17 筆、16,874 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>農協転貸の解約は、15 件、109 筆、79,968 m²となります。</p>
事務局	<p>合意解約の総合計は、18 件、126 筆、85,312.91 m²となります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 29 号「農地転用事実確認願について」であります。</p> <p>受付番号 6 番 大曲字曾根の田、1 筆、325 m²、転用目的は農業用作業所建築敷地、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 255 号、令和 7 年 3 月 5 日であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 30 号「農地等の現況に係る照会について」であります。</p> <p>受付番号 1 番 横田字ヲミワケの畑、1 筆、387 m²、現況は非農地、転用許可等の有無は有。平成 12 年 2 月 18 日、新潟県指令巻農地第 8038 号、農地法第 5 条、転用目的は住宅・車庫兼物置。小作人等については無。買受適格証明書の要否については否。農用地区域外であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 68 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 68 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 33 番 秋葉町二丁目、他の田畑、計 15 筆、784.91 m²、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円、位置図は議案資料の 1 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 34 番 米納津字大保の畑、1 筆、31 m²、契約内容は売買、対価は 1 m²当り〇円、位置図は議案資料の 2 頁をご覧</p>

	<p>ください。</p>
事務局	<p>受付番号 35 番 米納津字大保の畑、1 筆、16 m²、契約内容は売買、対価は 1 m² 当り〇円、位置図は議案資料の 3 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 36 番 米納津字大保の畑、1 筆、31 m²、契約内容は売買、対価は 1 m² 当り〇円、位置図は議案資料の 4 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 37 番 米納津字大保の畑、1 筆、37 m²、契約内容は売買、対価は 1 m² 当り〇円、位置図は議案資料の 5 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 38 番 米納津字大保の畑、1 筆、37 m²、契約内容は売買、対価は 1 m² 当り〇円、位置図は議案資料の 6 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 39 番 米納津字砂田川上の田、1 筆、287 m²、契約内容は使用貸借、位置図は議案資料の 7 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 40 番 米納津字砂田川上の田、計 8 筆、8,859 m²、契約内容は使用貸借、位置図は議案資料の同じく 8 頁をご覧ください。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 3 月 19 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>3 月 19 日、午後 1 時 30 分より、市役所 3 階 301 会議室で、第 2 事前審査委員会、出席委員 13 名による審査を行いました。審査の結果、「農地法第 3 条の規定による許可申請」8 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより</p>

	<p>審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 69 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 69 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。</p> <p>受付番号 8 番 井土巻五丁目の田、計 3 筆、416 m²、当初計画では令和 7 年 3 月 31 日まで JR 燕三条駅の工事用現場事務所として一時転用する計画でしたが、工事が長引いているため、令和 7 年 12 月 4 日まで期間を延長するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 9 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 9 番 小高字内畑の畑、1 筆、414 m²、当初計画では令和 7 年 3 月 31 日まで国道 8 号線の工事の現場事務所及び駐車場として一時転用する計画でしたが、工事が長引いているため、令和 7 年 10 月 31 日まで期間を延長するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 10 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 10 番 柚木字小成の田畑、計 5 筆、3,062 m²、当初計画では駐車場 71 台分として転用する計画でしたが、転用許可後の造成の準備中に、新たな機械が必要となる受注相談を受け、機械の導入には既存の工場のスペースでは不足しており、検討した結果、受注に対応するため機械を導入することとし、新工場を建設する計画に変更するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 11 頁をご覧ください。</p>

事務局	<p>受付番号 11 番 吉田鴻巣字七島の田、1 筆、654 m²、当初計画では倉庫として転用する計画でしたが、埋立て費用が計画以上にかかってしまったことに加え、建築資材が高騰したことで倉庫の建築を断念せざるを得なくなりました。農機具の買取業を営んでいるため、保管スペースが不足しており、当該地を資材置場及び駐車場として整備する計画に変更するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 12 頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査会では、転用面積が 3,000 m²を超える案件について、現地で事務局の説明を受けました。審査の結果、「農地転用事業計画変更承認申請」4 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。なお、只今異議なしとした農地転用事業計画変更承認申請の承認について、転用面積が 3,000 m²を超える案件については、承認相当として県常設審議委員会への諮問のあと、承認と致します。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 70 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 70 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 10 番 小古津新字小新田の畑、1 筆、466 m²、転用目的</p>

事務局	<p>は、農舎、物置。位置図・土地利用計画図は、議案資料 13 頁をご覧ください。</p> <p>相続により、農地に農舎、物置を設置していたことが判明し、転用申請するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断される所でありま</p> <p>す。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところでありま</p> <p>す。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果「農地法第 4 条の規定による許可申請」1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは議案第 71 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 71 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 71 番 吉田法花堂字新田前の田、計 3 筆、929 m²、転用目的は工場建築敷地。契約内容は贈与。位置図・土地利</p>

	<p>用計画図は、議案資料 14 頁をご覧ください。</p> <p>金属製品の製造販売を営んでおり、当該地を工場敷地として転用申請するものです。申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 72 番 道金字中曾根の田、1 筆、1,021 m²、転用目的は鶏舎増築。契約内容は賃貸借、令和 7 年 9 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 15 頁をご覧ください。</p> <p>養鶏業を営んでおりますが、鶏卵の需要が年々増加しており、現施設では採卵が不足していることから、当該地を借入れ、鶏舎の増築をするものです。申請地は、農振青地の第 1 種農地ですが、令和 6 年 10 月 10 日付けで燕市農業振興地域整備計画の用途変更が認められており、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、転用事由を相当と認め、許可相当であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 73 番 東太田字杉名田の田、計 2 筆、1,897 m²、転用目的は店舗。契約内容は売買、令和 9 年 2 月 12 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 16 頁をご覧ください。</p> <p>金融業を営んでおり、現在の支店の敷地が狭く、これまで利用が難しかった郊外の住民に対してもサービスを提供するため、当該地を取得し、店舗を建設するものです。申請地は、準住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 74 番 東太田字砂山の田、他計 2 筆、193 m²、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和 7 年 8 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 17 頁をご</p>

事務局	<p>覧ください。</p> <p>勤務先近くである当該地を購入し、住宅を建設するものです。申請地は、準住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 75 番 柚木字寺郷屋の田、1 筆、60 m²、転用目的は住宅敷地の拡張。契約内容は売買、令和 7 年 5 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 18 頁をご覧ください。</p> <p>現在の住宅の敷地が狭く、冬季には屋根の雪が隣接地に落ちてしまうため、当該地を購入するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 76 番 井土巻四丁目の畑、1 筆、173 m²、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和 7 年 10 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 19 頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが、家族が増え手狭となったため、当該地を購入し、住宅を建設するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 77 番 中諏訪の田、1 筆、318 m²、転用目的は住宅。契約内容は使用貸借、令和 7 年 9 月 7 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 20 頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが、家族が増え手狭となったため、親族より当該地を借受け、住宅を建設するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地である</p>

<p>事務局</p>	<p>と判断されるところであります。</p> <p>受付番号 78 番 水道町四丁目の田、1 筆、3,793 m²、転用目的は宅地分譲 17 区画。契約内容は売買、令和 7 年 10 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 21 頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおりますが、業務拡大のため、当該地を購入し、宅地分譲 17 区画として整備するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
<p>事務局</p>	<p>受付番号 79 番 吉田鴻巣字幸六田の田、計 2 筆、1,986 m²、転用目的は建売住宅 10 棟。契約内容は売買、令和 8 年 3 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 22 頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおりますが、業務拡大のため、当該地を購入し、建売住宅 10 棟を建設するものです。申請地は、水道・ガス管が埋設された幅員 4.0m 以上の道路が前面にあり、500m 以内に医療機関が 2 箇所あることから、市街化が見込める地域と認められ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
<p>事務局</p>	<p>受付番号 80 番 佐渡字上居村の畑、1 筆、130 m²、転用目的は住宅。契約内容は贈与。位置図・土地利用計画図は、議案資料 23 頁をご覧ください。</p> <p>現在住んでいる住宅敷地を贈与してもらうこととなり、土地の測量、境界確認を行ったところ、敷地の一部が農地であることが判明したため、転用申請するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。また、転用面積が3,000㎡を超える案件について、現地で事務局の説明を受けました。審査の結果、「農地法第5条の規定による許可申請」10件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可について、転用面積が3,000㎡を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会へ諮問のあと、許可と致します。
議 長	次に、議案第72号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第72号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」であります。
事務局	全て新潟県農林公社が借入、貸付をしています。 10年の農用地利用集積等促進計画の貸借であります。 番号1番に始まり、番号378番まで 計55件、378筆、480,783.58㎡、設定期間は令和17年3月31日までの10年、対価については記載のとおりですので、お読み取りください。
事務局	9年の促進計画であります。

	<p>番号 379 番 大保字乗出の田、1 件、1 筆、214 m²、設定期間は令和 16 年 3 月 31 日までの 9 年になります。</p>
事務局	<p>8 年の促進計画であります。 番号 380 番に始まり、番号 414 番まで 計 3 件、計 35 筆、68,001 m²、設定期間は令和 15 年 4 月 5 日までの 8 年になります。</p>
事務局	<p>5 年の促進計画であります。 受付番号 415 番に始まり、番号 515 番まで 計 23 件、計 101 筆、133,867 m²、設定期間は令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年になります。</p>
事務局	<p>次に貸借の移転であります。 受付番号 20 番 横田字諏訪河原の田、計 8 筆、5,329 m²、残期間は令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年であります。</p>
事務局	<p>受付番号 21 番 米納津字大島崎、他の田、計 3 筆、2,250 m²、残期間は令和 15 年 4 月 5 日までの 8 年であります。</p>
事務局	<p>受付番号 22 番 米納津字原の畑、1 筆、247 m²、残期間は令和 14 年 3 月 4 日までの 7 年であります。</p>
事務局	<p>受付番号 23 番 小中川の田、1 筆、2,432 m²、残期間は令和 14 年 3 月 31 日までの 7 年であります。</p>
事務局	<p>受付番号 24 番 米納津字大島崎の田、1 筆、1,009 m²、残期間は令和 13 年 4 月 5 日までの 6 年であります。 説明は以上です。</p>
事務局	<p>なお、関係委員の案件として、貸借設定受付番号 1 番から 10 番に玉木委員、8 番から 10 番に矢澤委員、245 番から 250 番に長谷川委員、415 番から 420 番に山崎委員、421 番から 426 番に五十嵐委員、467 番に藤田委員の案件があります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である受付番号 1 番から 10 番、245 番から 250 番、415 番から 426 番、467 番を除いて土田委</p>

	<p>員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について、関係委員の案件 29 筆を除く 486 筆、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積等促進計画の関係委員の案件 29 筆を除く 486 筆について、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積等促進計画の関係委員の案件 29 筆を除く 486 筆について、意見は「特になし」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、関係委員である、議席番号 9 番 山崎登美雄委員、11 番 矢澤実委員、13 番 藤田浩介委員、14 番 長谷川治仁委員、18 番 玉木美奈子委員、21 番 五十嵐博子委員は退室願います。</p> <p>(関係委員 退室 午後 2 時 5 分)</p>
議 長	<p>関係委員の案件である 29 筆について、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、受付番号 1 番から 10 番、245 番から 250 番、415 番から 426 番、467 番について、異議がなかったことを報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり、意見は「特になし」とする事に決しました。</p> <p>関係委員は、入室願います。</p> <p>(関係委員 入室・着席 午後2時7分)</p>
<p>議 長</p>	<p>退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、意見は「特になし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案第73号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第73号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」であります。</p>
	<p>農振計画の変更にあたり、意見の照会を求めるものであります。</p>
	<p>こちらにつきまして、担当課である農政課に交代して、説明をいたします。</p>
	<p>(農政課：説明)</p>
	<p>説明は以上です。</p>
<p>—————(休憩 午後2時10分～午後2時18分)—————</p>	
<p>議 長</p>	<p>担当課より説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
<p>土田委員長</p>	<p>審査の結果、農地の用途変更1件、意見は特になかった事を報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、特に意見がなかったことから、「計画の変更についてはやむを得ない」とする事で、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>

議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「計画の変更についてはやむを得ない」とする事に決しました。
議 長	次に議案第 74 号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 74 号「農業委員会事務局職員の任免について」です。 令和 7 年 4 月 1 日付を以って、職員の異動があります。 任を命ずる者、農業委員会事務局、係長、小林孝裕。農政課からの異動となります。 続いて、任を解く者、農業委員会事務局、主任、治田祐樹。社会福祉課への異動となります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、「職員の任免について」意見は特になかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮りいたします。本件について、議案のとおり「任免」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって本件については議案のとおり「任免」とすることに決しました。
議 長	それでは、新たに事務局に配属される小林係長、前に出ていただいて一言お願いします。 (職員：あいさつ)
議 長	これから、よろしく申し上げます。

	<p>続いて、退任される治田主任、一言お願いします。 (職員：あいさつ)</p> <p>議長 異動される治田主任、大変お疲れ様でした。 新しく事務局に配属される小林係長につきましては、これからよろしくをお願いします。</p> <p>議長 以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第 72 号の案件につきましては、県の公告により効力が発生する事になります。 これにて、燕市農業委員会第 13 回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午後 2 時 30 分)</p>
--	---

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月28日

総会議長 和田正春

議事録署名委員 玉木美奈子

議事録署名委員 澤口隆行
